

生活圏域の設定について

地域における住民の生活を支える基盤には、保健・福祉や医療関連の施設だけではなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源を繋ぐ人的なネットワークも重要な要素である。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして、機能することが重要となってくる。

したがって、今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要である。

そのため、第3期介護保険事業計画では、市町村内をいくつかに分けた「生活圏域」を定める必要があり、具体的な設定については、それぞれの市町村において、面積や人口だけでなく、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などそれぞれの地域の特性を踏まえた様々な方法が考えられる。

地域介護・福祉空間整備等交付金の創設と 市町村整備計画について

1 交付金の趣旨

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができる介護・福祉基盤を整備していくため、地方公共団体の自主性や裁量性を活かすことが出来るよう、施設の整備補助の見直しが求められている。

2 交付金のねらい

上記の趣旨にかんがみ、個別施設ごとの「点」としての施設整備費補助を改め、生活圏域における介護サービスの「面」としての整備を総合的に支援し、施設種別ごとの補助金を一本化する「地域介護・福祉空間整備等交付金」が創設された。「交付金」のねらいは以下の通り。

(1) 介護・福祉基盤の重点的・計画的な整備の推進

介護・福祉基盤の整備を、重点的・計画的に、全国的にもバランスをとって推進する必要がある。

(2) 地域における総合戦略の実現

地域の特性を踏まえた介護・福祉の総合的な整備を市町村が自主的に行える観点から、総合的な支援を行うこととし、

①設種別毎の整備費補助を交付金として一本化する

②規制緩和を行い、小規模多機能拠点や「健康フロンティア戦略」で示された介護予防拠点なども助成対象とする

③地域密着型サービスに関する規制緩和、権限委譲 に取り組む。

また個々の施設の整備主体として、民間の創意工夫を活かすことにより、地域経済の活性化にも資することとなる。

(3) 施設居住環境の向上

市町村が生活圏域単位で取り組む介護・福祉基盤整備とあわせ、都道府県が個室・ユニットケア型施設の新設や改修など、施設環境の改善を計画的に進めることを支援する。

3 交付金制度の仕組み

(1) 市町村交付金

市町村においては、基盤整備促進法（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」）にもとづき、公的介護の面的な配置構想をもとに、今後3年以内に実施する基盤整備計画を明らかにした「地域介護・福祉空間整備計画」を策定することができる。

(2) 都道府県交付金

都道府県においても基盤整備促進法に基づき「施設環境改善整備計画」を策定することができる。

4 「地域介護・福祉空間整備計画」（市町村計画）の対象及び内容

市町村が交付金申請にあたり、整備計画に盛り込み、交付金の対象とすることができる基盤整備事業の種類は以下の通りである。

なお平成17年度においては、介護予防拠点の緊急整備を図る観点から、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ市町村計画であっても交付金の交付対象とすることとしている。

●対象事業と整備区分

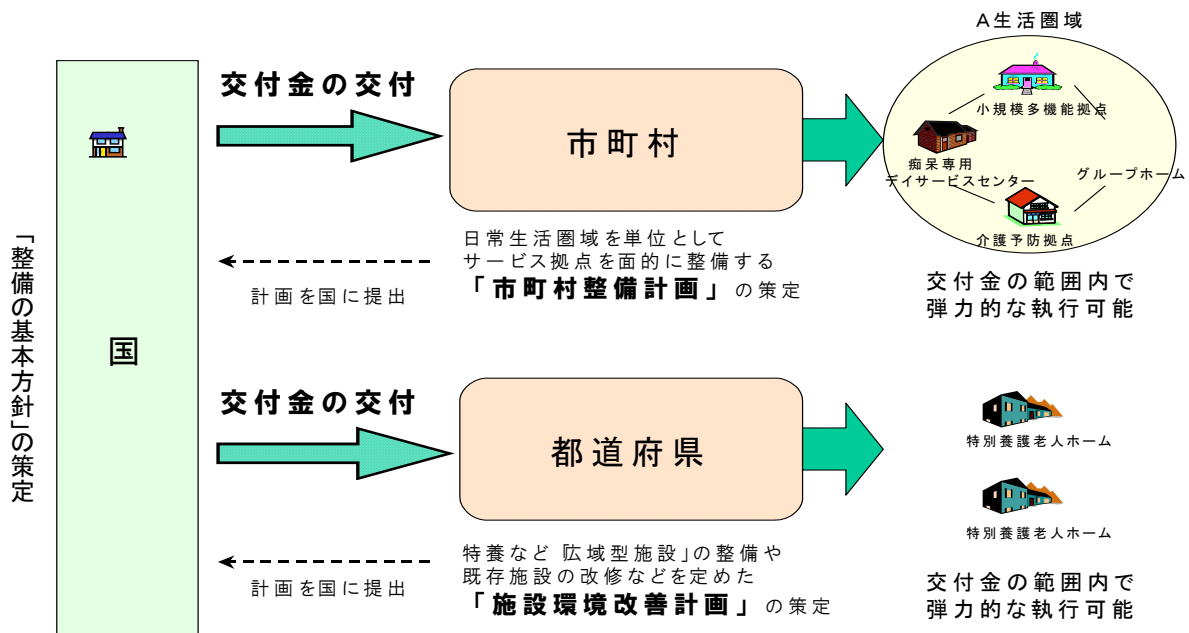
対象事業	整備区分
○地域密着型サービス等の拠点 ・小規模多機能型居宅介護 ・小規模（30人未満）の特別養護老人ホーム ・小規模（30人未満）の老人保健施設 ・小規模（30人未満）で特定施設入所者生活介護を受ける施設 ・認知症高齢者グループホーム ・認知症高齢者専用デイサービス ・夜間対応型訪問介護	(創設) (創設、増築、改築、改修、その他改修) (創設、改築、改修) (創設)
○介護予防拠点	(創設)
○地域包括支援センター	(創設)
○生活支援ハウス	(創設)
○高齢者の在宅生活を支えるための基盤整備形成	(創設)

●整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を創設すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築(一部改築を含む。)を行うこと
改修	既存の非個室、ユニット型の施設を個室・ユニット型(準個室・ユニット型を含む。)に転換するため、居室環境の整備を行うこと。
その他改修	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備または窓枠改良工事、地震防災対策上必要な補強改修工事等。

(注) 創設、増築及び改築については、積極的に既存社会資源(例えば学校等の空き教室、商店街の空き店舗、空き民家等)の活用を図るものとする。

地域介護・福祉空間整備等交付金の仕組み



資料出所：厚生労働省 介護保険担課長会資料（9月14日、10月11日、2月18日）